

V 関係機関・団体等の役割

1 家庭の役割

- 規則正しい生活リズムを身に付けます。
- 料理体験等、子どもが実践できる環境づくりに努めます。
- 家族そろって望ましい食習慣（食事のマナー、あいさつを含む）を身につけます。
- 少なくとも週に1度は家族そろって楽しく食卓を囲みます。
- 地域の食育の取組に参加し、食に関する正しい知識を身につけます。

2 保育所、幼稚園、学校等教育関係者の役割

- 保育所では、保育の一環として食育を位置付け、食育計画を作成して、各保育所の創意工夫により推進します。
- 各学校等においては、食育全体計画及び年間指導計画を作成し、関連する教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して推進します。
- 栄養教諭等を中心に、家庭・地域と連携した食に関する指導等を行います。
- 地場産物を活用した給食の提供に努めます。
- 教職員等の食育への意識改革と指導力向上を図るために、教職員等研修の充実に努めます。
- 子どもの成長段階に応じた食の自立に向け、支援します。
- 給食を教材に、食育の実践、郷土食・伝統食の伝承を図ります。
- 食に関して幅広く体験でき、学ぶことのできる環境づくりを図ります。

3 公民館等社会教育施設の役割

- 世代間交流により郷土食等食文化の継承や自然体験等を進めます。
- 食料資源の有効活用等環境を考慮した取組を進めます。
- 食や健康について誰もが気軽に相談できる場、互いに相談しあえるコミュニケーションの場づくりに努めます。
- 食や健康についての情報発信の場づくりに努めます。

4 生産者を含む食品関連業者の役割

- 保育所、学校等と連携し、農林漁業や食品の製造・加工・流通に関する様々な体験や見学の機会を提供するよう努めます。
- 生産者と消費者の交流等に取り組みます。
- 安全、安心な食品の提供に努めます。
- 島根県の農林水産物等の安全性や品質の高さのPRを積極的に行い、地産地消を推進します。
- 食品表示に関し適切な情報提供を行います。
- 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示等食に関する分かりやすい情報提供を行います。

5 事業所の役割

- 従業員の健康管理、健康づくりに努めます。
- 従業員とその家族に健康や食に関する情報発信を行うよう努めます。

6 ボランティアの役割

- 地域に根付いた食文化の継承に努めます。
- 食に関する様々な体験の場を提供します。
- 学校、公民館等関係機関と連携し、より効率的な活動を進めます。
- 親子料理教室等を通じて食生活改善活動に取り組みます。

7 行政の役割（県、市町村）

- 島根県食育推進計画及び市町村食育推進計画に基づき、食育の推進を図ります。
- 県及び圏域において、関係機関・関係団体間でのネットワークづくりを進め、島根らしい食育活動を促進します。
- 毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」、毎月第3週の金曜日・土曜日・日曜日の「しまね・ふるさと食の日」、6月・11月の「しまね・ふるさと給食月間」にあわせ食育の周知を図るとともに、関係機関・団体等と協力して食育の推進に取り組みます。

VI 県民一人ひとりの実践に向けて

食育の取組は様々ありますが、次の取組を参考に、一人ひとりできることからひとつでも取り組んでみませんか。

■家庭では

- ・食事の時に「いただきます、ごちそうさま」のあいさつをしましょう
- ・毎日朝食を食べましょう
- ・休みの日は子どもと一緒に食事づくりをしましょう
- ・夜食や間食は摂りすぎないようにしましょう
- ・多様な食品を組み合わせて食べましょう
(惣菜・レトルトを使用する場合も、手作り料理を上手に組み合わせましょう)
- ・地元の食材を使いましょう
- ・しっかりよくかんで食べましょう
- ・買いすぎ、作りすぎに注意して、食べ残しのない適量を心がけましょう
- ・地域の健康教室、料理教室、体験活動等に参加しましょう
- ・少なくとも週に1度は家族そろって楽しく食卓を囲みましょう

■保育所、幼稚園、学校等では

- ・地場産物を活用した給食の提供に努めましょう
- ・給食に郷土食・伝統食を取り入れましょう
- ・楽しく食べるマナーを教えましょう
- ・野菜作り等体験活動を通して食といのちの大切さを教えましょう
- ・健康な生活リズムを身につけることを教えましょう
- ・子どもたちが自分で考え行動できる力を育む食育活動に努めましょう
- ・保護者への啓発を進め、家庭とつながりのある活動をしましょう

■職場では

- ・健診結果を理解し、保健指導を受けて、健康的な生活習慣や食習慣づくりに努めましょう
- ・職場で「弁当の日」の取組を実践するなど食育活動を盛り上げていきましょう
- ・家族団らんの機会をもてるよう、従業員のワークライフバランスの推進に努めましょう

■地域では

- ・安全、安心な食品を提供しましょう
- ・健康教室、料理教室、農林漁業体験教室等を開催しましょう
- ・地元の食材を使った郷土食・伝統食を広めましょう

VII 計画の推進体制とフォローアップ

1 県における推進体制

庁内に設置している「島根県食育・食の安全推進会議」を主体に、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。

2 食育の推進母体

関係機関・団体からなる「島根県食育・食の安全推進協議会」を食育の推進母体として、県民及び諸団体のニーズを把握し、本計画の円滑な推進を図ります。

推進にあたっては、島根県食育・食の安全推進協議会と健康長寿しまね推進会議、しまね地産地消推進協議会、青少年育成島根県民会議等他の既存協議会との連携を図ります。

3 地域における推進体制

地域における食育を推進するために、各圏域ではネットワーク会議や健康長寿しまね推進会議食の分科会等で情報を共有、実践に向けた連携を進めます。

また、市町村においては、策定した食育推進計画に基づき、食育推進体制の整備を進め、食育の取組の充実を図ります。

4 フォローアップ

各関係機関・団体等の行動計画を作成する等具体的な推進を図る他、計画の進捗状況を客観的に把握できる指標を用いて施策の評価を行い、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。